

平成 19 年 12 月 5 日

東京商工会議所

改正建築基準法の施行に伴う建築確認審査等の円滑運用に関する要望

本年 6 月 20 日に施行された改正建築基準法は、大きな社会問題となった耐震強度偽装事件の教訓を踏まえて、建築物の安全・安心の確保を目的としたものであり、その趣旨については当商工会議所としても賛同するものである。

しかしながら、建築物の構造関係技術基準解説書(黄色本)の発行、構造計算の大臣認定プログラムの開発、構造計算適合性判定員の人員確保など、法施行の前提として必要な周知徹底や運用面の体制整備の遅れから、施行後の建築確認件数が前年実績を大きく下回る状態が続いており、新規着工戸数の急減や建築素材の減産など、その影響が徐々に拡大してきている。

建設工事に関連する業種は広範囲であるうえ、経営規模の小さな企業や個人事業主も多いため、新規受注の減少、資金繰りの悪化などによる経営悪化が懸念されている。

国、自治体において、運営円滑化のための対策が講じられてはいるものの、建築確認件数が前年比を大きく下回る状況が続いていることから、経済活動への影響を最小限に留め、建築確認審査手続の円滑運用を図るため、以下の取り組みについて早急に実施されることを要望する。

1. 審査業務の円滑化

建築確認審査の停滞を緩和するため、建築物の安全・安心を低下させないものについての弾力的運用、特定行政庁や指定確認検査機関の運用統一化など、審査業務手続の早期円滑化に向けた改善措置をより一層推進すべきである。

2. 構造計算適合性判定員の人員確保等

指定構造計算適合性判定機関における判定員の人員確保、非常勤判定員や補助員の有効活用等により、審査体制の整備、審査業務の早期正常化を図るべきである。

3. 構造計算の大臣認定プログラムの普及促進

年内に認定される見込みが示された構造計算の大臣認定プログラムについて、申請者、検査機関等への速やかな普及を図るとともに、実務者に対する情報提供、相談窓口の整備等に努めるべきである。

4. 「4号特例」の廃止時期

2008 年末廃止予定の「4号特例」については、4号建築物に関係する中小事業者が多いことに鑑み、特定行政庁や指定確認検査機関の審査体制、事業者への周知徹底、認定資材の供給安定性など、円滑な運用に支障がないことを慎重に見極めたうえで判断すべきである。

以上